



報道関係者 各位

令和5年12月22日

【照会先】

大分労働局職業安定部職業対策課
課長 阿部 祐士
地方障害者雇用担当官 近藤 智也
電話 097-535-2090 (内線 305)

～令和5年6月1日現在の障害者雇用状況集計結果～

- ・ 県内の雇用障害者の実人数、算定数ともに**過去最高を更新**
(県内の算定障害者数は前年比で132.5人増加)
- ・ 実雇用率は前年比0.11ポイント上昇し、**2.72%**
(3年連続で上昇。実雇用率は全国**7位**)

大分労働局(局長 佐藤 広道)では、県内の民間企業における障害者雇用状況報告及び地方公共団体等における障害者任免状況通報書等の集計結果(令和5年6月1日現在)について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

大分労働局及び県内7カ所のハローワークでは、法定雇用率未達成企業等に対し、定期的な訪問等による指導を行い、未達成状態の早期解消に向けた取組を実施するとともに、すべての企業、公的機関及び特殊法人等に対して、障害者雇用の拡大や職場定着に向けた支援を行っていきます。

【集計結果のポイント】

<民間企業> (法定雇用率2.3%)

- 雇用障害者の実人数は**3,007人**と、前年比**61人**(2.1%)増加。
- 算定障害者数は**3,495.0人**と、前年比**132.5人**(3.9%)増加。
- 実雇用率は**2.72%**と、前年比**0.11ポイント**上昇し、全国**7位**(前年7位)
- 法定雇用率達成企業の割合は、**65.1%**と、前年比**3.6ポイント**上昇し、全国**6位**(前年9位)

<公的機関等>

- **県の機関** (法定雇用率2.6%)
算定障害者数145.0人と前年比で11.5人増加し、実雇用率は2.88%となり、4機関とも達成。
- **市町村等の機関** (法定雇用率2.6%)
算定障害者数430.5人と前年比で11.5人増加し、実雇用率は2.75%となったが、5機関で未達成。
- **県の教育委員会** (法定雇用率2.5%)
算定障害者数226.0人と前年比で0.5人減少したが、実雇用率は2.66%となり達成。

<特殊法人等> (法定雇用率2.6%)

国立大学法人(1大学)は、算定障害者数49.0人、実雇用率2.67%で達成。
公立大学法人(2大学)は、算定障害者数4.0人、実雇用率3.43%で達成。
地方住宅供給公社(1社)は、算定障害者数4.0人、実雇用率6.02%で達成。

1 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- 民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の実人数は、3,007人（対前年2,946人の2.1%増）で、算定障害者数^(注1)は、3,495.0人（対前年3,362.5人の3.9%増）となった。
- 雇用者のうち、身体障害者は実人数1,666人、算定数2,177.0人（対前年比1.0%増）、知的障害者は実人数772人、算定数749.0人（対前年比2.1%増）、精神障害者は実人数569人、算定数569.0人（対前年比20.2%増）となった。
- 実雇用率^(注2)は、2.72%（全国平均2.33%）で前年より0.11ポイント上昇し、全国7位（前年7位）、法定雇用率達成企業割合は、65.1%（全国50.1%）で、3.6ポイント上昇し、全国順位は6位（前年9位）となった。

（第1表 参照）

(2) 企業規模別の状況

- 雇用されている障害者数を規模別にみると、算定障害者数において43.5～100人未満で823.0人（63.0人増）、100～300人未満で1,243.0人（3.5人減）、300～500人未満で542.0人（34.5人増）、500人以上で887.0人（38.5人増）と、100～300人未満規模企業で減少したが、他の規模では上昇した。
- 実雇用率は、43.5～100人未満規模企業（2.63%、前年2.46%）、100～300人未満規模企業（2.57%、前年2.56%）、300～500人未満規模企業（3.82%、前年3.34%）、500人以上規模企業（2.57%、前年2.49%）となり、すべての規模で上昇した。
- 法定雇用率達成企業の割合は、43.5～100人未満規模企業（62.4%、前年59.8%）、100～300人未満規模企業（71.6%、前年65.5%）、300～500人未満規模企業（59.1%、前年57.4%）、500人以上規模企業（50.0%、前年52.9%）となり、500人以上規模企業で減少したが、他の規模では上昇した。

（第2表 参照）

(3) 産業別の状況

- 雇用されている障害者の数について、算定障害者数において、特に増加したのは、「医療，福祉」（66.5人増）、「製造業」（25.0人増）、「卸売業，小売業」（18.5人増）、「学術研究，専門・技術サービス業」（11.0人増）、「教育，学習支援業」（11.0人増）である。
その他、「情報通信業」、「建設業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「複合サービス事業」でも増加となった。
一方、特に減少したのは、「サービス業」（12.0人減）、「運輸業，郵便業」（8.0人減）となっている。
- 実雇用率は、「建設業」（1.92%→2.05%）、「製造業」（2.50%→2.60%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（1.76%→1.81%）「情報通信業」（1.38%→1.58%）、「卸売業，小売業」（2.21%→2.40%）、「金融業，保険業」（1.89%→2.03%）、「不動産業，物品賃貸業」（1.74%→2.02%）、「学術研究，専門・技術サービス業」（1.43%→2.07%）、「教育，学習支援業」（1.83%→2.37%）、「医療，福祉」（3.49%→3.64%）、「複合サービス事業」（2.04%→2.15%）で上昇した。
- 法定雇用率達成企業割合では、「製造業」（66.1%→71.4%）、「情報通信業」（36.8%→57.9%）、「運輸業，郵便業」（58.0%→58.3%）「卸売業，小売業」（54.8%→56.6%）、「不動産業，物品賃貸業」（38.5%→42.9%）、「学術研究，専門・

技術サービス業」(50.0%→65.4%)、「宿泊業, 飲食サービス業」(50.0%→56.8%)、「教育, 学習支援業」(56.3%→64.7%)、「医療, 福祉」(67.1%→72.0%)、「複合サービス事業」(44.4%→55.6%)で上昇した。

(第3表 参照)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 都道府県の機関 (法定雇用率2.6%)

都道府県の機関に在職している算定障害者の数は145.0人(前年133.5人)、実雇用率は2.88%(前年2.68%)で、前年より0.20ポイント上昇した。

(第4表 ①-1 参照)

(2) 市町村の機関 (法定雇用率2.6%)

市町村の機関に在職している算定障害者の数は430.5人(前年419.0人)、実雇用率は2.75%(前年2.76%)で、前年より0.01ポイント低下した。

(第4表 ①-1 参照)

(3) 県の教育委員会 (法定雇用率2.5%)

教育委員会に在職している算定障害者の数は226.0人(前年226.5人)、実雇用率は2.66%(前年2.66%)で、前年より変動はなかった。

(第4表 ②-1 参照)

3 特殊法人等における在職状況

(1) 国立大学法人 (法定雇用率2.6%)

在職している算定障害者の数は49.0人(前年47.0人)、実雇用率は2.67%(前年2.57%)で、前年より0.10ポイント上昇した。

(第5表 参照)

(2) 公立大学法人 (法定雇用率2.6%)

在職している算定障害者の数は4.0人(前年4.0人)、実雇用率は3.43%(前年3.36%)で、前年より0.07ポイント上昇した。

(第5表 参照)

(3) 地方住宅供給公社 (法定雇用率2.6%)

在職している算定障害者の数は4.0人(前年4.0人)、実雇用率は6.02%(前年6.02%)で、前年より変動はなかった。

(第5表 参照)

(注1)

算定障害者数について、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する場合のみ、1人を1カウントとしていた。

①令和元年6月2日以降に採用された者であること

②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

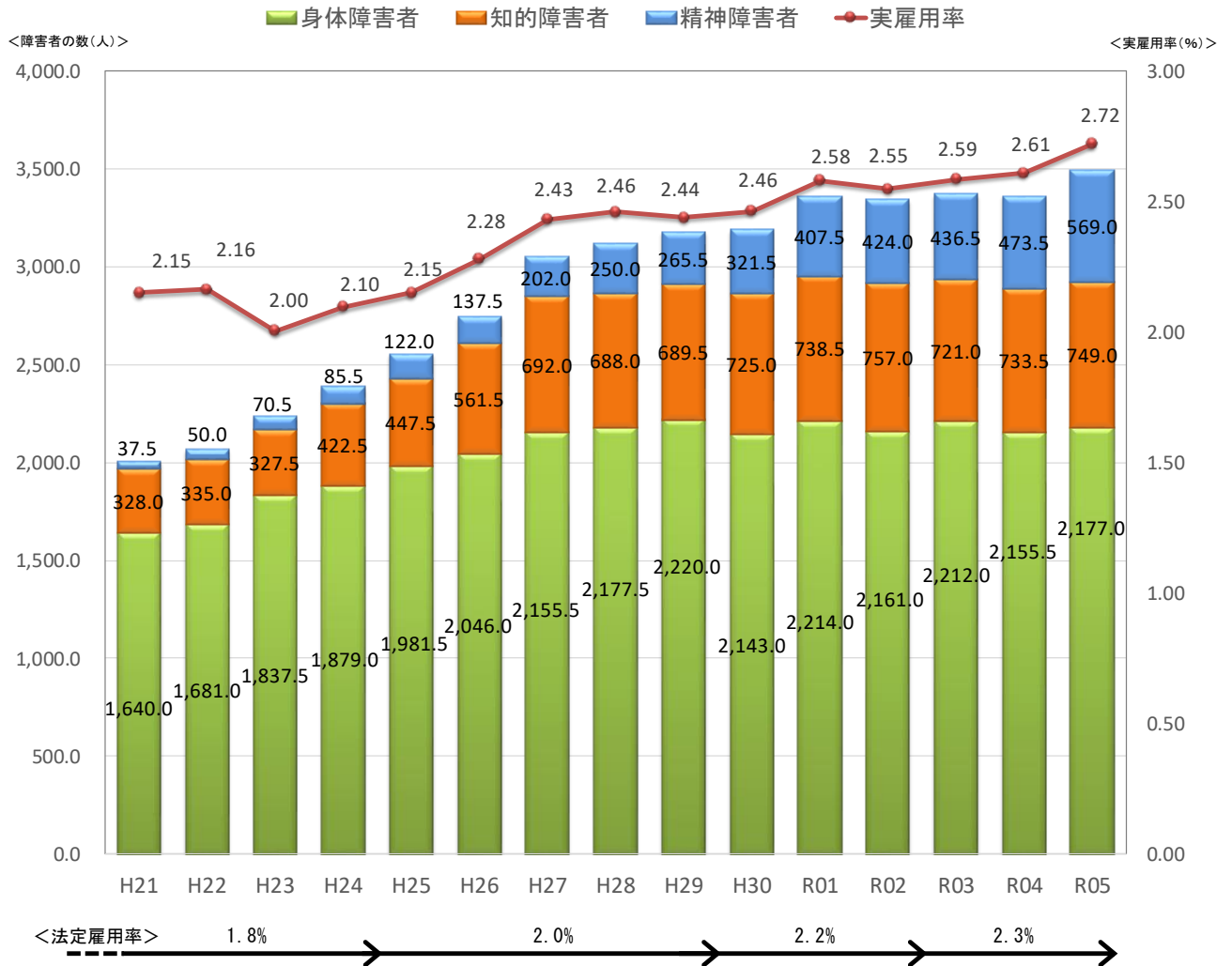
(注2)

法定雇用障害者の数を常用労働者数で除した割合。常用労働者数は、雇用期間が1年を超えているか、または超える見込みの労働者のうち、週の所定労働時間が30時間以上の者を1人、短時間労働者(週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)を0.5人とカウントした総数から、除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数。

グラフ

民間企業における障害者の雇用状況

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年以降は43.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

<p>平成17年まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 	<p>平成23年以降</p>	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者（身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 知的障害者である短時間労働者（知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 精神障害者である短時間労働者（※） （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
<p>平成18年以降 平成22年まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 		

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年以降は2.3%となっている。

第1表 民間企業における障害者の雇用状況

令和5年6月1日現在

年	①企業数	②算定基礎労働者数 (人)	身体障害者数		知的障害者数		精神障害者数		障害者数計		④実雇用率 ③/②×100	⑤法定雇用率達成企業数	⑥法定雇用率達成企業割合 ⑤/①×100
			実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	③算定数 (人)			
令和5年	901	128,271.0	1,666	2,177.0	772	749.0	569	569.0	3,007	3,495.0	2.72	587	65.1
令和4年	901	128,866.0	1,664	2,155.5	757	733.5	525	473.5	2,946	3,362.5	2.61	554	61.5

第2表 民間企業における規模別障害者の雇用状況

令和5年6月1日現在

区分	①企業数	②算定基礎労働者数 (人)	身体障害者数		知的障害者数		精神障害者数		障害者数計		④実雇用率 ③/②×100	⑤法定雇用率達成企業数	⑥法定雇用率達成企業割合 ⑤/①×100
			実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	③算定数 (人)			
43.5～ 100人未満	492 (487)	31,305.0 (30,876.0)	362 (347)	466.5 (433.5)	192 (186)	220.5 (223.0)	136 (116)	136.0 (103.5)	690 (649)	823.0 (760.0)	2.63 (2.46)	307 (291)	62.4 (59.8)
100～ 300人未満	331 (333)	48,322.0 (48,767.5)	661 (659)	846.0 (832.5)	199 (274)	207.0 (254.0)	190 (179)	190.0 (160.0)	1,050 (1,112)	1,243.0 (1,246.5)	2.57 (2.56)	237 (218)	71.6 (65.5)
300～ 500人未満	44 (47)	14,189.5 (15,175.0)	240 (261)	327.5 (355.0)	142 (73)	120.5 (65.5)	94 (92)	94.0 (87.0)	476 (426)	542.0 (507.5)	3.82 (3.34)	26 (27)	59.1 (57.4)
500人以上	34 (34)	34,454.5 (34,047.5)	403 (397)	537.0 (534.5)	239 (224)	201.0 (191.0)	149 (138)	149.0 (123.0)	791 (759)	887.0 (848.5)	2.57 (2.49)	17 (18)	50.0 (52.9)
規模計	901 (901)	128,271.0 (128,866.0)	1,666 (1,664)	2,177.0 (2,155.5)	772 (757)	749.0 (733.5)	569 (525)	569.0 (473.5)	3,007 (2,946)	3,495.0 (3,362.5)	2.72 (2.61)	587 (554)	65.1 (61.5)

()内は令和4年分

注)1 ②欄の「算定基礎労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③の算定障害者の数については、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する場合のみ、1人を1カウントとしていた。

①令和元年6月2日以降に採用された者であること

②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

3 精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者は、平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

全国計

令和5年6月1日現在

年	①企業数	②算定基礎労働者数 (人)	身体障害者数		知的障害者数		精神障害者数		障害者数計		④実雇用率 ③/②×100	⑤法定雇用率達成企業数	⑥法定雇用率達成企業割合 ⑤/①×100
			実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	③算定数 (人)			
令和5年	108,202	27,523,661.0	263,838	360,157.5	140,652	151,722.5	130,298	130,298.0	534,788	642,178.0	2.33	54,239	50.1
令和4年	107,691	27,281,606.5	263,171	357,767.5	135,667	146,426.0	117,609	109,764.5	516,447	613,958.0	2.25	52,007	48.3

(令和5年 資料出所 厚生労働省集計)

第3表 民間企業における産業別障害者の雇用状況

令和5年6月1日現在

区 分	①企業数	②算定基礎労働者数(人)	身体障害者数		知的障害者数		精神障害者数		障害者数計		④実雇用率 ③/②×100	法定雇用率達成状況		
			実人数(人)	算定数(人)	実人数(人)	算定数(人)	実人数(人)	算定数(人)	実人数(人)	③算定数(人)		⑤達成企業数	未達成企業数	達成割合⑥/①×100
農, 林, 漁業	6 (5)	537.5 (469.5)	7 (8)	9.0 (11.0)	1 (1)	1.0 (1.0)	2 (1)	2.0 (1.0)	10 (10)	12.0 (13.0)	2.23 (2.77)	3 (4)	3 (1)	50.0 (80.0)
鉱業, 採石業, 砂利採取業	2 (2)	446.0 (431.0)	3 (3)	4.0 (4.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	2 (2)	2.0 (2.0)	5 (5)	6.0 (6.0)	1.35 (1.39)	1 (1)	1 (1)	50.0 (50.0)
建設業	46 (44)	3,630.5 (3,536.5)	54 (49)	67.5 (61.0)	1 (1)	1.0 (1.0)	6 (6)	6.0 (6.0)	61 (56)	74.5 (68.0)	2.05 (1.92)	29 (30)	17 (14)	63.0 (68.2)
製造業	182 (180)	29,619.5 (29,786.5)	351 (344)	493.0 (480.0)	145 (144)	169.0 (169.5)	107 (96)	107.0 (94.5)	603 (584)	769.0 (744.0)	2.60 (2.50)	130 (119)	52 (61)	71.4 (66.1)
食料品・たばこ	36	5,563.0	63	81.0	39	40.5	16	16.0	118	137.5	2.47	29	7	80.6
繊維工業	6	542.5	14	17.5	14	20.0	3	3.0	31	40.5	7.47	5	1	83.3
木材・家具	7	442.0	4	5.0	5	6.0	1	1.0	10	12.0	2.71	5	2	71.4
パルプ・紙・印刷	8	633.5	11	17.0	1	1.0	1	1.0	13	19.0	3.00	8	0	100.0
化学工業	15	1,331.0	15	23.0	7	7.0	4	4.0	26	34.0	2.55	11	4	73.3
窯業・土石	8	1,249.5	18	25.0	1	1.0	0	0.0	19	26.0	2.08	5	3	62.5
鉄鋼	2	152.0	2	2.0	0	0.0	2	2.0	4	4.0	2.63	2	0	100.0
非鉄金属	3	386.5	1	1.0	2	3.0	1	1.0	4	5.0	1.29	1	2	33.3
金属製品	20	1,628.5	16	19.5	4	3.5	10	10.0	30	33.0	2.03	13	7	65.0
電気機械	18	2,875.5	40	54.5	4	4.0	10	10.0	54	68.5	2.38	14	4	77.8
その他機械	42	12,594.0	134	204.0	63	77.5	50	50.0	247	331.5	2.63	24	18	57.1
その他	17	2,221.5	33	43.5	5	5.5	9	9.0	47	58.0	2.61	13	4	76.5
電気・ガス・熱供給・水道業	4 (4)	331.0 (340.0)	3 (3)	5.0 (5.0)	1 (1)	1.0 (1.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	4 (4)	6.0 (6.0)	1.81 (1.76)	2 (2)	2 (2)	50.0 (50.0)
情報通信業	19 (19)	2,998.0 (2,891.5)	28 (28)	32.5 (29.5)	1 (1)	1.0 (1.0)	14 (10)	14.0 (9.5)	43 (39)	47.5 (40.0)	1.58 (1.38)	11 (7)	8 (12)	57.9 (36.8)
運輸業, 郵便業	48 (50)	6,817.0 (6,905.5)	96 (103)	129.0 (138.0)	13 (16)	12.5 (17.0)	13 (8)	13.0 (7.5)	122 (127)	154.5 (162.5)	2.27 (2.35)	28 (29)	20 (21)	58.3 (58.0)
卸売業, 小売業	106 (115)	15,947.0 (16,512.5)	193 (191)	249.0 (241.0)	76 (70)	60.0 (57.0)	74 (81)	74.0 (66.5)	343 (342)	383.0 (364.5)	2.40 (2.21)	60 (63)	46 (52)	56.6 (54.8)
金融業, 保険業	11 (11)	4,778.5 (4,842.5)	61 (59)	81.0 (78.5)	2 (2)	2.0 (2.0)	14 (11)	14.0 (11.0)	77 (72)	97.0 (91.5)	2.03 (1.89)	5 (6)	6 (5)	45.5 (54.5)
不動産業, 物品賃貸業	14 (13)	1,310.5 (1,237.5)	16 (13)	18.5 (16.5)	3 (3)	4.0 (4.0)	4 (1)	4.0 (1.0)	23 (17)	26.5 (21.5)	2.02 (1.74)	6 (5)	8 (8)	42.9 (38.5)
学術研究, 専門・技術サービス業	26 (28)	1,956.5 (2,061.0)	24 (19)	28.5 (23.0)	3 (1)	3.0 (1.0)	9 (6)	9.0 (5.5)	36 (26)	40.5 (29.5)	2.07 (1.43)	17 (14)	9 (14)	65.4 (50.0)
宿泊業, 飲食サービス業	37 (38)	8,069.0 (8,118.0)	82 (81)	102.5 (99.5)	68 (69)	47.5 (49.5)	43 (49)	43.0 (45.5)	193 (199)	193.0 (194.5)	2.39 (2.40)	21 (19)	16 (19)	56.8 (50.0)
生活関連サービス業, 娯楽業	18 (19)	1,711.0 (1,800.5)	13 (13)	13.5 (13.0)	6 (6)	6.0 (6.0)	5 (9)	5.0 (8.0)	24 (28)	24.5 (27.0)	1.43 (1.50)	6 (8)	12 (11)	33.3 (42.1)
教育, 学習支援業	17 (16)	2,006.5 (1,989.5)	30 (27)	44.5 (35.5)	0 (0)	0.0 (0.0)	3 (1)	3.0 (1.0)	33 (28)	47.5 (36.5)	2.37 (1.83)	11 (9)	6 (7)	64.7 (56.3)
医療, 福祉	293 (286)	36,888.5 (36,556.0)	535 (545)	696.0 (708.5)	411 (397)	406.0 (384.5)	239 (208)	239.0 (181.5)	1,185 (1,150)	1,341.0 (1,274.5)	3.64 (3.49)	211 (192)	82 (94)	72.0 (67.1)
複合サービス事業	9 (9)	3,202.0 (3,331.0)	43 (44)	54.5 (56.5)	9 (8)	6.5 (6.5)	8 (6)	8.0 (5.0)	60 (58)	69.0 (68.0)	2.15 (2.04)	5 (4)	4 (5)	55.6 (44.4)
サービス業	63 (62)	8,022.0 (8,057.0)	127 (134)	149.0 (155.0)	32 (37)	28.5 (32.5)	26 (30)	26.0 (28.0)	185 (201)	203.5 (215.5)	2.54 (2.67)	41 (42)	22 (20)	65.1 (67.7)
産業計	901 (901)	128,271.0 (128,866.0)	1,666 (1,664)	2,177.0 (2,155.5)	772 (757)	749.0 (733.5)	569 (525)	569.0 (473.5)	3,007 (2,946)	3,495.0 (3,362.5)	2.72 (2.61)	587 (554)	314 (347)	65.1 (61.5)

注) ()内は令和4年分

注) 令和5年から産業の表示を一部変更している。

第4表 地方公共団体における障害者の在職状況

①-1 法定雇用率2.6 %が適用される地方公共団体

令和5年6月1日現在

		① 算定基礎 職員数	身体障害者数		知的障害者数		精神障害者数		障害者数計		③実雇用 率 ②/①×100
			実人数	算定数	実人数	算定数	実人数	算定数	実人数	②算定数	
			(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
雇用率 2.6% 適用機関	県 4機関	5,029.5 (4,974.0)	81 (76)	107.5 (102.0)	6 (6)	3.5 (3.5)	34 (28)	34.0 (28.0)	121 (110)	145.0 (133.5)	2.88 (2.68)
	市町村 27機関	15,669.0 (15,178.5)	271 (264)	362.0 (353.5)	10 (10)	9.5 (10.0)	59 (57)	59.0 (55.5)	340 (331)	430.5 (419.0)	2.75 (2.76)
	合計	20,698.5 (20,152.5)	352 (340)	469.5 (455.5)	16 (16)	13.0 (13.5)	93 (85)	93.0 (83.5)	461 (441)	575.5 (552.5)	2.78 (2.74)

②-1 法定雇用率2.5 %が適用される教育委員会

令和5年6月1日現在

		① 算定基礎 職員数	身体障害者数		知的障害者数		精神障害者数		障害者数計		③実雇用 率 ②/①×100
			実人数	算定数	実人数	算定数	実人数	算定数	実人数	②算定数	
			(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
雇用率 2.5% 適用機関 (教育委員会)	県 1機関	8,502.0 (8,511.5)	118 (125)	169.0 (173.5)	13 (11)	13.0 (11.0)	44 (42)	44.0 (42.0)	175 (178)	226.0 (226.5)	2.66 (2.66)
	市町村 0機関	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	— —
	合計	8,502.0 (8,511.5)	118 (125)	169.0 (173.5)	13 (11)	13.0 (11.0)	44 (42)	44.0 (42.0)	175 (178)	226.0 (226.5)	2.66 (2.66)

注)1 対象となる職員は、雇用期間が1年を超えた、もしくは、超える見込みの職員で、算定に当たっては、1週間の所定労働時間が30時間以上の職員を1人とカウントし、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員は0.5人とカウントすることとなっている。

2 ①欄の「算定基礎職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

3 ②欄の「算定数」の算出に当たっては、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントとしていた。

(1)令和元年6月2日以降に採用された者であること

(2)令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

4 ()内は、令和4年6月1日現在の数値である。

①-2 機関別内訳(法定雇用率2.6%が適用される地方公共団体)

令和5年6月1日現在

機関名	①算定基礎職員数	②障害者の数	③雇用率	④不足数	備考
大分県知事部局	4,075.5 (4,024.0)	115.5 (105.0)	2.83 (2.61)	0.0 (0.0)	
大分県企業局	75.5 (76.0)	2.0 (2.0)	2.65 (2.63)	0.0 (0.0)	
大分県病院局	475.0 (467.5)	16.0 (15.0)	3.37 (3.21)	0.0 (0.0)	
大分県警察本部	403.5 (406.5)	11.5 (11.5)	2.85 (2.83)	0.0 (0.0)	
大分市	3,519.5 (3,489.5)	97.5 (93.5)	2.77 (2.68)	0.0 (0.0)	
別府市	1343.5 (1,272.0)	38.0 (32.0)	2.83 (2.52)	0.0 (1.0)	
中津市	1581.0 (1,574.0)	41.0 (41.0)	2.59 (2.60)	0.0 (0.0)	
日田市	870.0 (861.0)	26.0 (23.0)	2.99 (2.67)	0.0 (0.0)	
臼杵市	416.0 (406.5)	13.0 (14.0)	3.13 (3.44)	0.0 (0.0)	
佐伯市	1178.0 (1,133.0)	34.5 (33.0)	2.93 (2.91)	0.0 (0.0)	
宇佐市	690.0 (675.0)	21.0 (20.0)	3.04 (2.96)	0.0 (0.0)	
豊後大野市	507.0 (529.0)	14.0 (14.0)	2.76 (2.65)	0.0 (0.0)	
杵築市	332.5 (332.5)	6.0 (9.0)	1.80 (2.71)	2.0 (0.0)	
国東市	595.5 (584.0)	15.0 (16.0)	2.52 (2.74)	0.0 (0.0)	
由布市	568.0 (534.0)	14.0 (14.0)	2.46 (2.62)	0.0 (0.0)	
津久見市	232.0 (242.0)	8.0 (9.0)	3.45 (3.72)	0.0 (0.0)	
豊後高田市	285.0 (284.0)	11.0 (9.0)	3.86 (3.17)	0.0 (0.0)	
竹田市	417.0 (406.0)	20.0 (19.0)	4.80 (4.68)	0.0 (0.0)	
玖珠町	267.0 (260.0)	7.5 (7.5)	2.81 (2.88)	0.0 (0.0)	
九重町	188.0 (192.5)	6.0 (5.0)	3.19 (2.60)	0.0 (0.0)	
日出町	301.0 (304.5)	9.0 (9.0)	2.99 (2.96)	0.0 (0.0)	
姫島村	176.5 (175.5)	5.0 (3.0)	2.83 (1.71)	0.0 (1.0)	
大分市教育委員会	804.0 (769.0)	21.0 (22.0)	2.61 (2.86)	0.0 (0.0)	
臼杵市教育委員会	147.0 (148.5)	4.0 (5.0)	2.72 (3.37)	0.0 (0.0)	
杵築市教育委員会	141.0 (142.0)	4.0 (4.0)	2.84 (2.82)	0.0 (0.0)	
豊後高田市教育委員会	122.5 (119.0)	3.0 (3.0)	2.45 (2.52)	0.0 (0.0)	
九重町教育委員会	45.0 (-)	0.0 (-)	0.00 (-)	1.0 (-)	
大分市上下水道局	280.0 (274.0)	9.0 (11.0)	3.21 (4.01)	0.0 (0.0)	
豊後大野市民病院	194.5 (200.0)	3.0 (3.0)	1.54 (1.50)	2.0 (2.0)	
杵築市立山香病院	236.0 (231.5)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	6.0 (6.0)	
国東市民病院	231.5 (-)	0.0 (-)	0.00 (-)	6.0 (-)	

注) ()内は令和4年分

②-2 機関別内訳(法定雇用率2.5%が適用される教育委員会)

機関名	①算定基礎職員数	②障害者の数	③雇用率	④不足数	備考
大分県教育委員会	8,502.0 (8,511.5)	226.0 (226.5)	2.66 (2.66)	0.0 (0.0)	

注) ()内は令和4年分

第5表 特殊法人等(法定雇用率2.6%適用)

令和5年6月1日現在

機関名	①算定基礎職員数	②障害者の数	③雇用率	④不足数	備考
国立大学法人 大分大学	1,832.0 (1,829.0)	49.0 (47.0)	2.67 (2.57)	0.0 (0.0)	
公立大学法人 大分県立芸術文化短期大学	60.5 (62.5)	2.0 (2.0)	3.31 (3.20)	0.0 (0.0)	
公立大学法人 大分県立看護科学大学	56.0 (56.5)	2.0 (2.0)	3.57 (3.54)	0.0 (0.0)	
大分県住宅供給公社	66.5 (66.5)	4.0 (4.0)	6.02 (6.02)	0.0 (0.0)	

注) ()内は令和4年分

- 注1 ①欄の「算定基礎職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントとしていた。
(1)令和元年6月2日以降に採用された者であること
(2)令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0であれば、法定雇用率達成となる。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2.3%
 - (43.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2.6%
 - 労働者数38.5人以上規模の特殊法人、
 - 独立行政法人、国立大学法人等
- 国、地方公共団体 …………… 2.6%
- (38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2.5%
- (40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

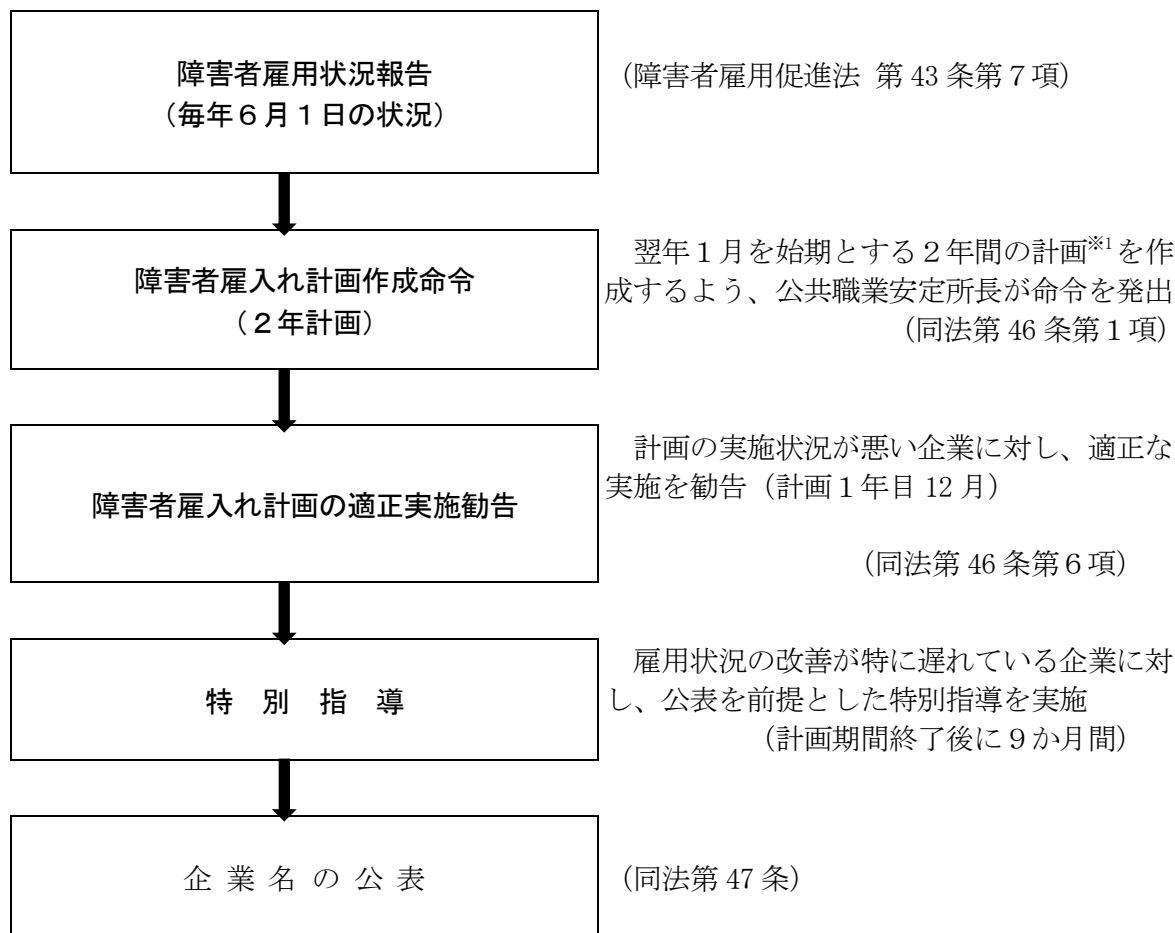
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ（厚生労働省資料）

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[全国の指導実績]

- 令和4年度の実績^{※2}
 - *「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 244社
 - *障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 94社
 - *「特別指導」の実施 55社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 528社(令和4年度)
- 企業名の公表
 - 平成18年度 2社、平成19年度 1社(再公表)、平成20年度 4社、平成21年度 7社(うち1社は再公表)、平成22年度 6社(うち2社は再公表)
 - 平成23年度 3社(うち1社は再公表)、平成24年度 0社、平成25年度 0社、平成26年度 8社、平成27年度 0社、平成28年度 2社、平成29年度 0社、平成30年度 0社、令和元年度 0社、令和2年度 1社、令和3年度 6社、令和4年度 5社(うち3社は再公表)

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。